

監事意見書

独立行政法人通則法第38条第2項の定めに基づく、電子航法研究所の平成23年度財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見は次のとおりである。

I 監査の方法の概要

財務諸表及び決算報告書について、関係する役職員からの説明聴取、会計帳簿並びに関係書類の閲覧および証憑書類との突合、その他必要と認めた監査手続きを実施した。

II 監査の結果

1. 財務諸表は法令および独立行政法人会計基準に従い適正に表示していると認める。
2. 決算報告書は法令および予算の区分に従い適正に表示していると認める。
3. 当事業年度より、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（独立行政法人会計基準研究会 財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会 平成23年6月28日改訂）並びに「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（総務省行政管理局 財務省主計局 日本公認会計士協会 平成24年3月最終改訂）の改訂に伴い、固定資産の減損額の会計処理を見直している。

平成24年6月26日

独立行政法人 電子航法研究所

監事 石井 秀幸 ㊞

監事 高德 信男 ㊞